

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和4年10月末現在)

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数182.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 約48.0万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・ 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約59.5万人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）

- ・ これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約34.3万人

- ・ 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・ 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

④ 特定活動 約7.3万人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）

- ・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.1万人

- ・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

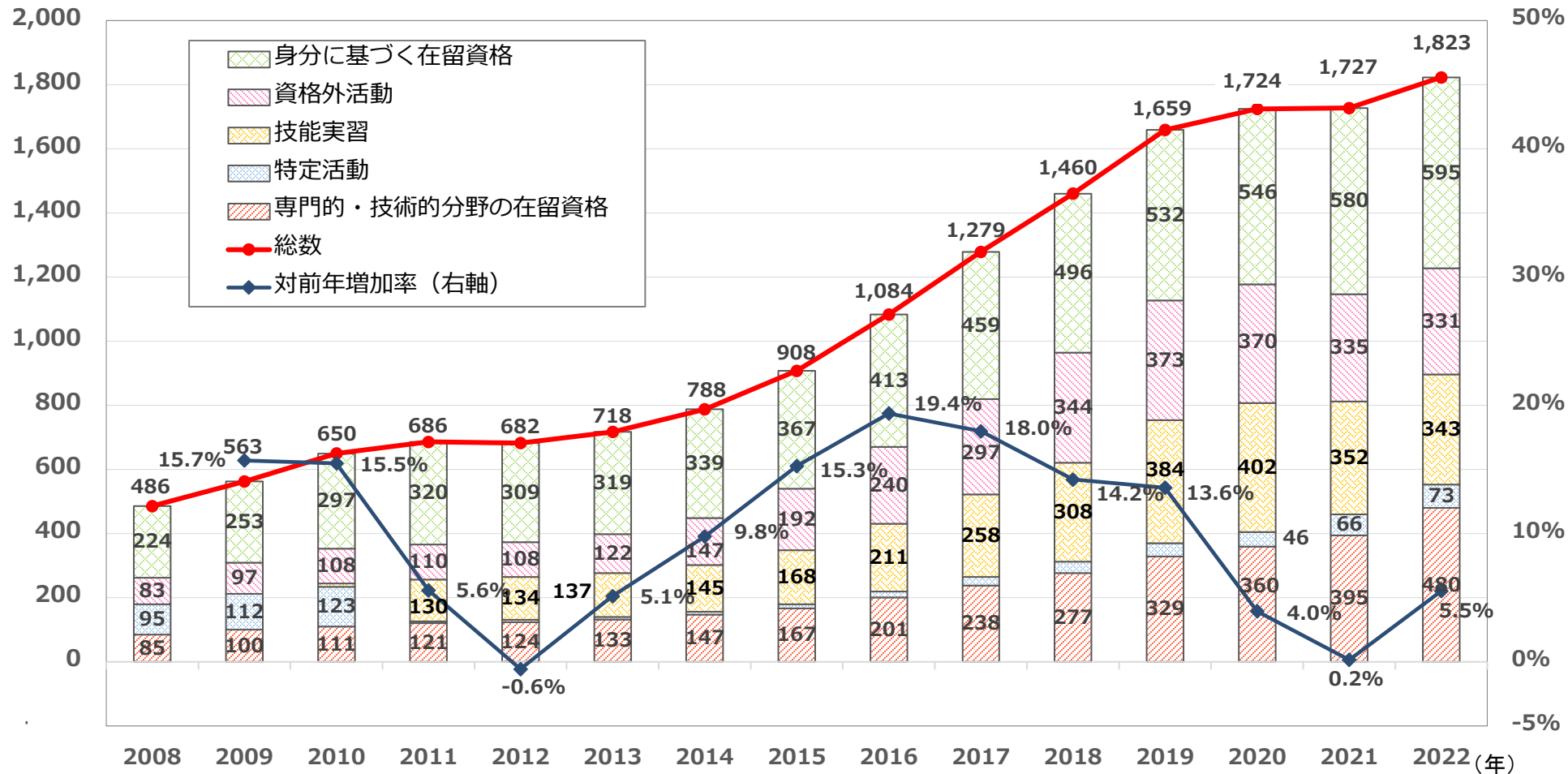
（注） 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2022年10月末現在で過去最高の1,822,725人、伸び率は**前年比5.5%増**。
- 在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」（前年比 21.7%増）、「特定活動」（同 11.3%増）、「身分に基づく在留資格」（同 2.6%増）の伸び率が高い。

(単位：千人)

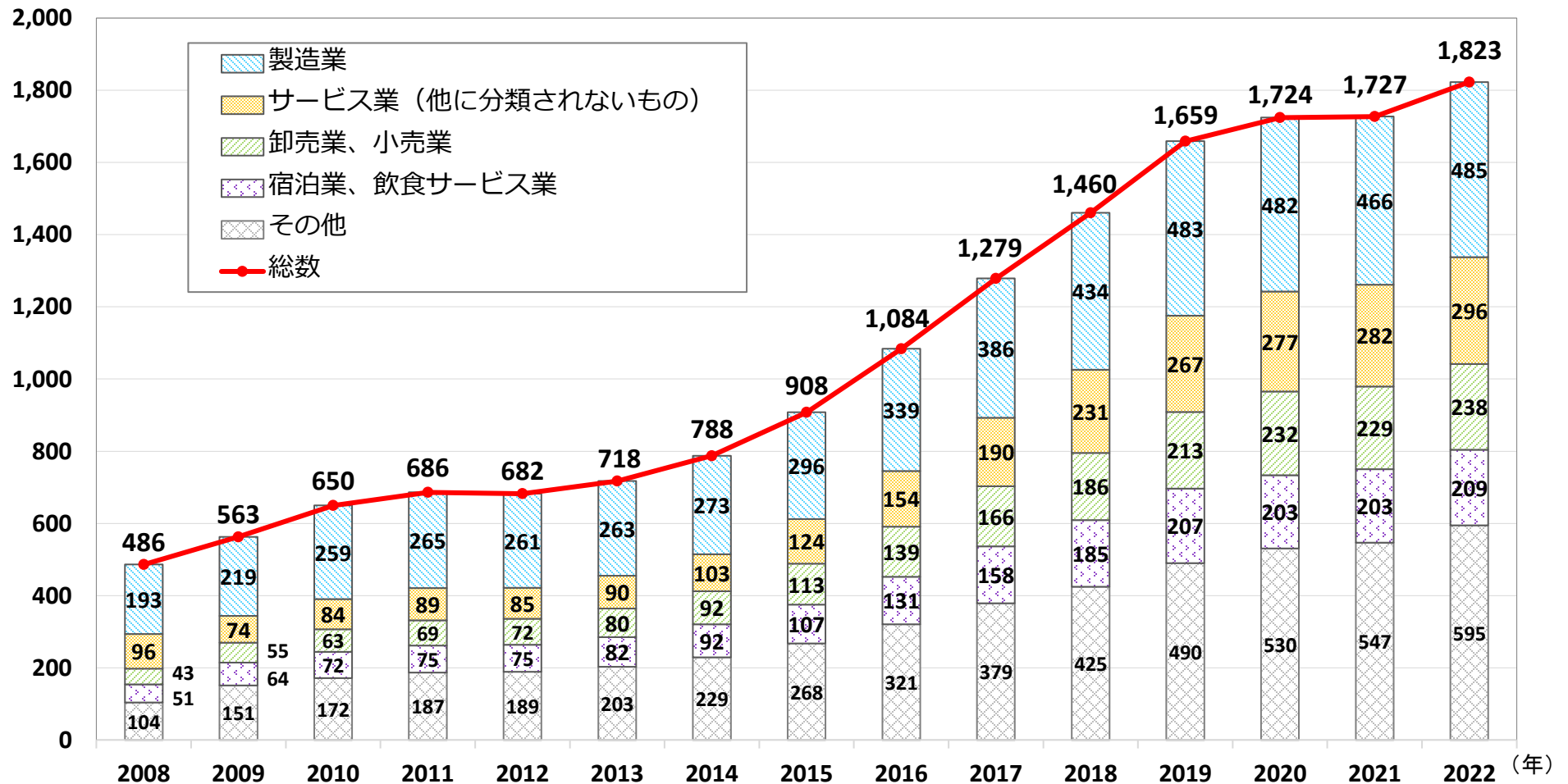


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末現在）」

産業別にみた外国人労働者数の推移

- 産業別にみると、「**製造業**」が**485,128人**で最も多く、外国人労働者全体の**26.6%**を占める。主な産業別の伸び率は、「**サービス業（他に分類されないもの）**」（前年比 4.8%増）、「**製造業**」（同 4.2%増）、「**卸売業、小売業**」（同 3.9%増）、「**宿泊業、飲食サービス業**」（同 2.7%）となっている。

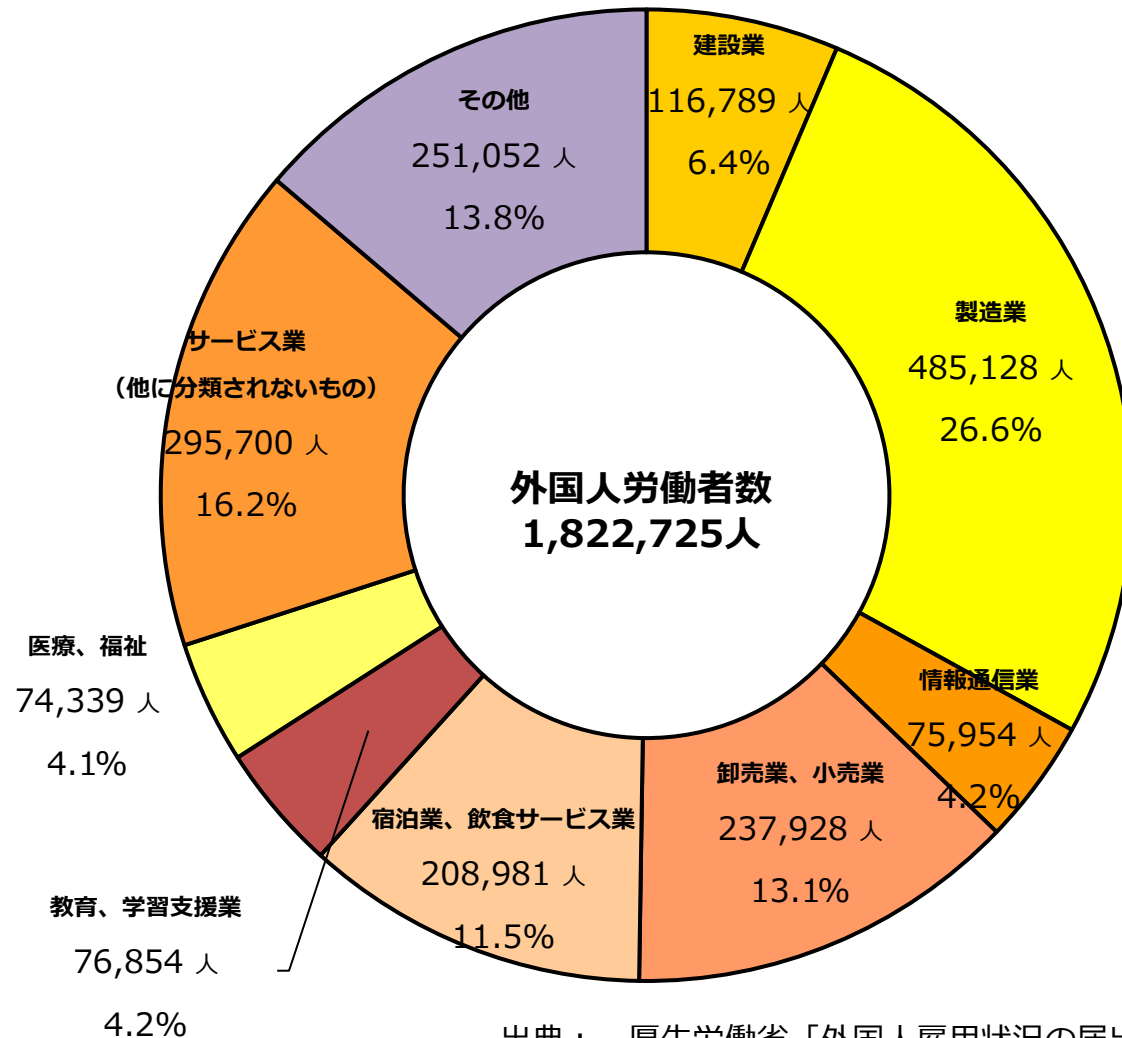
（単位：千人）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

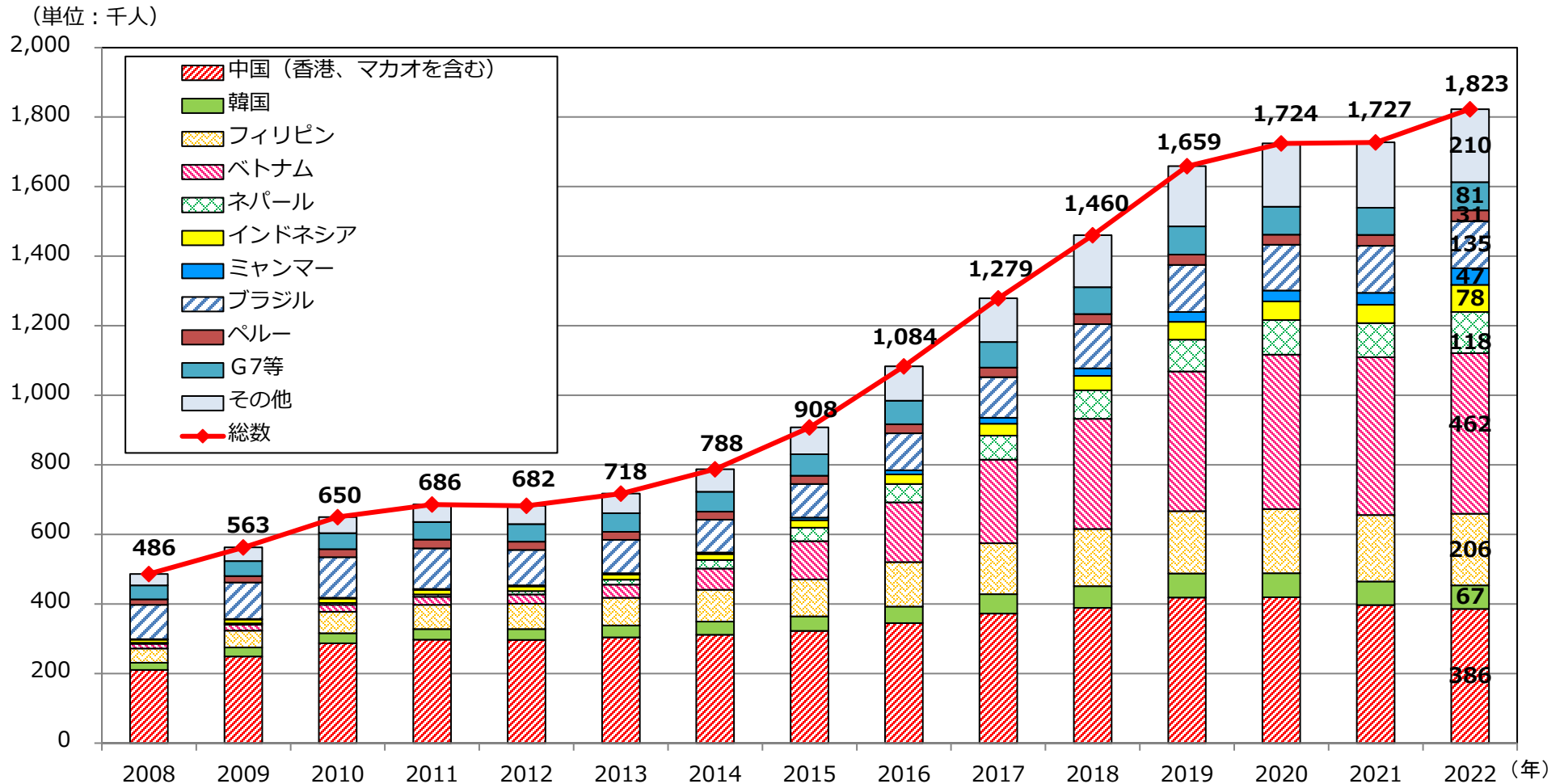
産業別外国人労働者数

- 産業別にみると、「**製造業**」が**485,128人**で最も多く、**外国人労働者全体の26.6%**を占める。次いで「**サービス業（他に分類されないもの）**」が**295,700人**（同**16.2%**）、「**卸売業、小売業**」が**237,928人**（同**13.1%**）、「**宿泊業、飲食サービス業**」が**208,981人**（同**11.5%**）となっている。



国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、ベトナムが462,384人で最も多く、外国人労働者全体の25.4%を占める。次いで中国が385,848人（同21.2%）、フィリピンが206,050人（同11.3%）となっている。
- 伸び率をみると、特にインドネシアが前年比47.5%（25,079人）増と大きい。そのほか、ミャンマーが同37.7%（12,997人）増、ネパールが同20.3%（19,936人）増となっている。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムは「技能実習」が39.6%（183,011人）、「専門的・技術的分野の在留資格」が25.8%（119,449人）。
- そのほか、インドネシアは「技能実習」が55.4%（43,145人）、ネパールは「資格外活動」が66.4%（78,442人）。フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

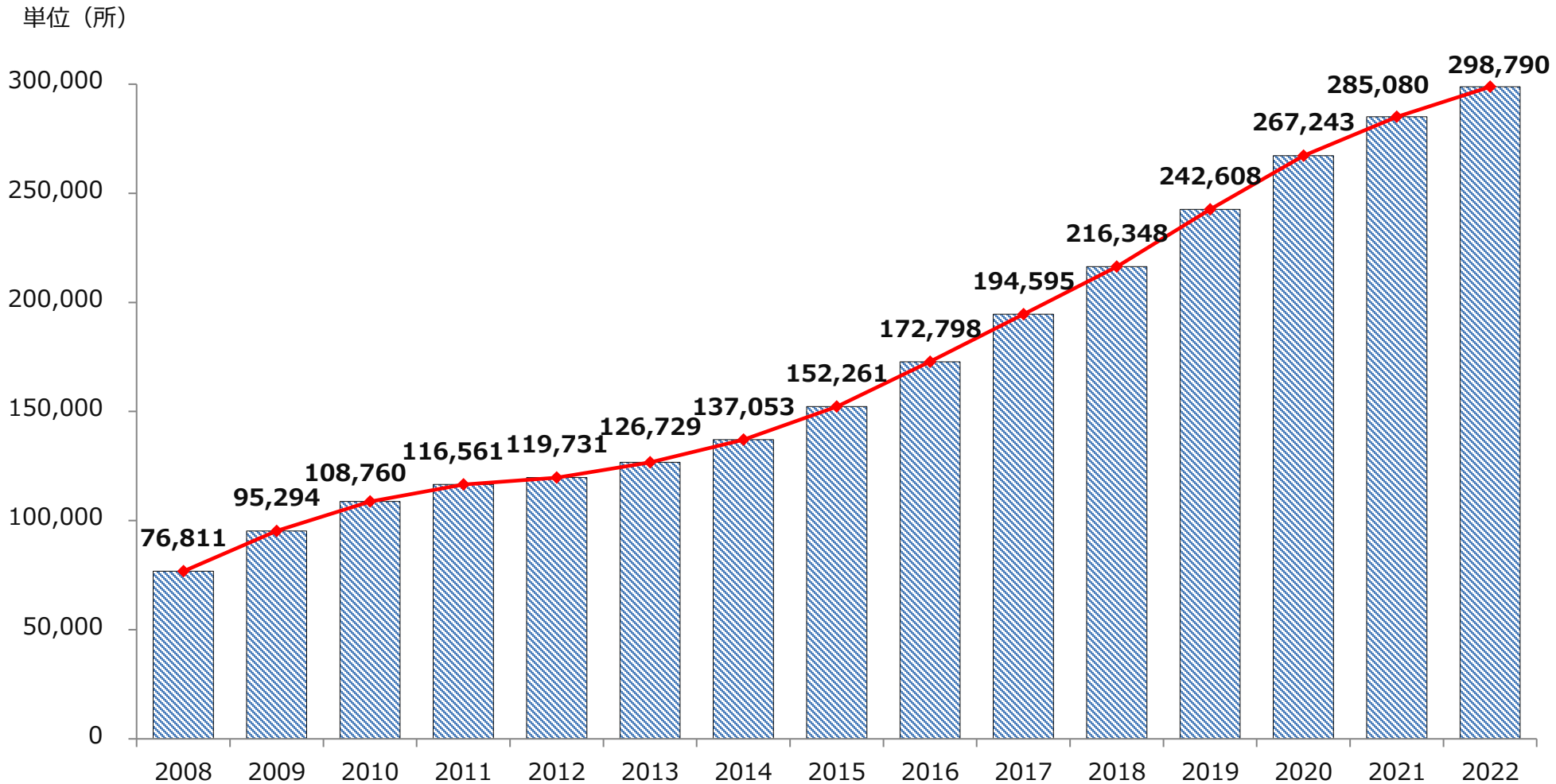
（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野の在留資格	②特定活動	③技能実習	④資格外活動	⑤身分に基づく在留資格
全国籍計	1,822,725	479,949	73,363	343,254	330,910	595,207
中国 <small>（香港、マカオを含む）</small>	385,848	133,214	5,216	40,093	77,248	130,074
韓国	67,335	28,852	1,617	16	6,997	29,853
フィリピン	206,050	21,482	5,055	32,206	3,085	144,221
ベトナム	462,384	119,449	33,166	183,011	108,378	18,380
ネパール	118,196	29,743	3,403	1,164	78,442	5,444
インドネシア	77,889	17,599	4,272	43,145	5,933	6,940
ミャンマー	47,498	12,054	7,064	16,846	7,615	3,919
ブラジル	135,167	913	97	59	399	133,699
ペルー	31,263	201	39	50	90	30,883
G 7等	81,175	45,263	1,229	11	2,927	31,709
その他	209,920	71,179	12,205	26,653	39,796	60,085

出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）」

外国人雇用事業所数の推移

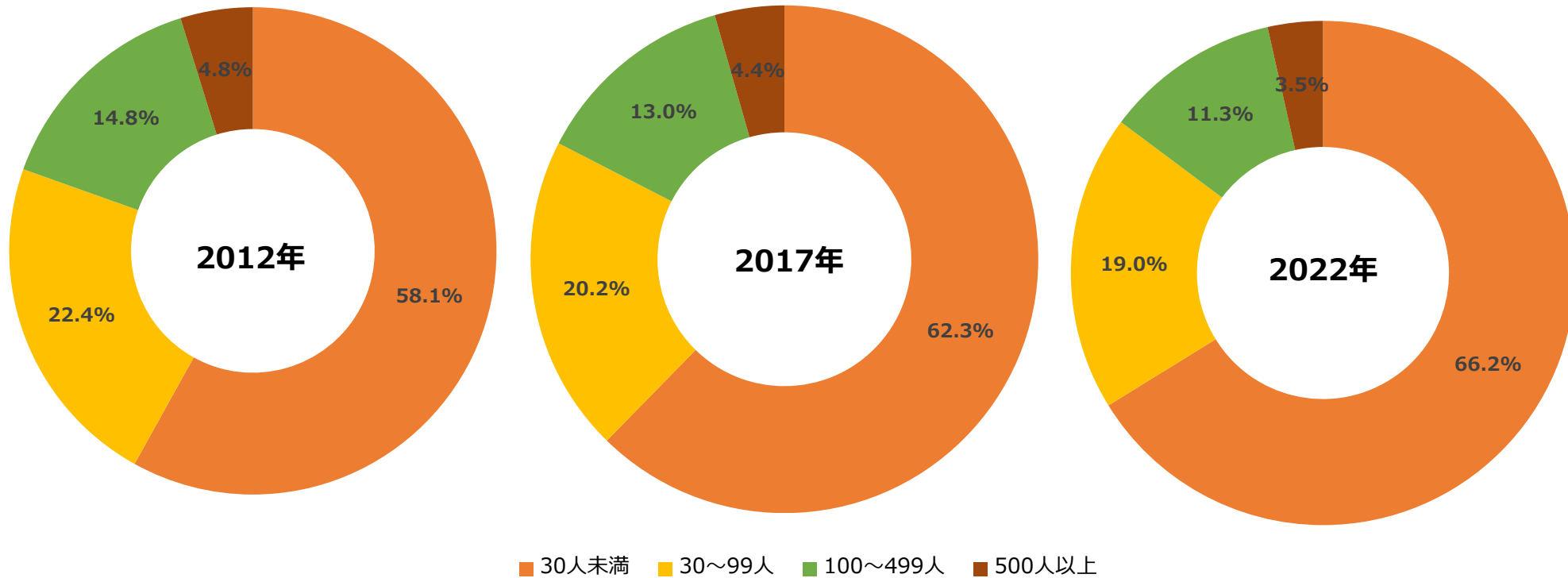
- 外国人を雇用する事業所数は、2022年10月末時点で過去最高の**298,790所**（13,710所増）。
- 伸び率は前年比**4.8%増**となったが、前年の6.7%からは1.9ポイント減少。



出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末現在）」

(参考) 外国人雇用事業所（事業所規模別）の構成の推移

- 外国人雇用事業所の事業所規模別の構成を5年ごと示した。
- 30人未満事業所の構成が高く、時間を追って増加している。



注1：各年10月末現在。

注2：[構成比]は、外国人雇用事業所総数（うち事業所規模「不明」を除く）に対する事業所規模別の事業所数の構成を示す。